

海老名都市計画地区計画の決定 (海老名市決定)

都市計画 中新田四丁目地区地区計画を次のように決定する。

名称		中新田四丁目地区地区計画		
位置		海老名市中新田四丁目地内		
面積		約 1.2 ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、小田急電鉄及び相模鉄道海老名駅より南へ約 2 km の市街化調整区域に位置しており、神奈川県がさがみ縦貫道路建設事業等による移転者への代替地の斡旋を目的に開発した区域であり、既にまとまりのある良好な街区環境を有する低層の戸建住宅地が形成されていることから、将来にわたり現在の良好な住環境の維持・保全を図ることを目標とする。		
	土地利用の方針	良好な居住環境の形成・保全を図り、戸建て住宅を主体とする低層住宅の立地を図る地区とする。		
	地区施設の整備の方針	地区内に配置されている緑地、公共空地（調整池）の機能の維持・保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	良好な低層の戸建住宅地としての居住環境の形成、維持、保全を図るため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物の高さの最高制限及びかき又はさくの構造の制限について定める。		
	緑化の方針	敷地境界沿いの緑化や環境に応じた植栽等に努める。		
地区整備計画	地区施設の配置及び規模	緑地	約 926 m ²	
		公共空地	約 930 m ² （調整池）	
	建築物等の制限に関する事項	建築物の用途の制限	次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 一戸建て住宅 (2) 建築基準法別表第二(イ)項第 2 号に掲げるもの (3) 前各号の建築物に附属する自動車車庫、物置その他これらに類する用途に供するもの	
		容積率の最高限度	10 / 10	
		建ぺい率の最高限度	5 / 10	
建築物の敷地面積の最低限度		160 m ²		

地区整備計画	建築物等の制限に関する事項	壁面の位置の制限	<p>建築物（門又は塀を除く。）の外壁（出窓又はベランダを含む。）又はこれに代わる柱の面から隣地境界線及び道路境界線までの距離は0.6m以上とする。</p> <p>ただし、次の各号の一に該当する建築物及び建築物の部分は、この限りではない。</p> <p>(1) 自動車車庫</p> <p>(2) 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ床面積の合計が5㎡以内であるもの。</p>
		建築物の高さの最高限度等	最高高さ10.0m、軒高7.0mを超えてはならない。
		建築物等の形態又は意匠の制限	<p>1 建築物の外壁及び屋根の色は周辺環境と調和したものとする。</p> <p>2 建築物及び周辺との調和を損なう広告物は設置してはならない。</p>
		かき又はさくの構造等の制限	<p>道路に面するかき又はさくは、開放性のある生垣又はフェンス等とする。</p> <p>ただし、フェンス等の基礎の高さは地盤面から0.6mを限度とする。</p>

「区域及び地区施設の配置は計画図表示のとおり」

中新田四丁目地区地区計画 計 画 図



凡 例	
	地区計画区域
	緑 地
	その他の公共空地